

「みどりかわ」の活用について

学校にとって、役に立つ教育事務所でありたい。

そんな思いで、本書を作成しました。

平成29年3月31日に、学校教育法施行規則が改正されるとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が公示されました。

小学校学習指導要領は、平成30年4月1日から第3学年及び第4学年において外国語活動を実施する等の円滑に移行するための措置（移行措置）を実施し、平成32年4月1日から全面实施することとしています。また、中学校学習指導要領は、平成30年4月1日から移行措置を実施し、平成33年4月1日から全面实施することとしています。

つまり、学校では、この移行措置の期間に準備しておくことが山積しているということです。

例えば、全体計画を、どのように見直すのか。

言うまでもなく、全体計画は、学校経営目標を具現化する道標です。総則をじっくり読み返しながら、全体計画の見直しのポイントを確認する作業が必要です。こうした作業を、何とか効率よく見直しができないものか。

そこで、上益城教育事務所では、平成30年度「みどりかわ」のテーマを、「全体計画等、作成のポイント」としました。

既に、管内では、新学習指導要領の全面实施に向け、全体計画等を見直しを進めていただいている学校があります。また、これまで、文部科学省や県教育委員会・町教育委員会からの研究指定を受け、全体計画等を作成されている学校があります。従って、平成30年度「みどりかわ」では、それらを参考例として掲載させていただくとともに、「作成のポイント」を示しました。

平成30年度「みどりかわ」を、これからの全面实施に向けた全体計画等を見直しに活用していただき、学校の業務負担軽減にお役に立てれば幸いです。

最後になりましたが、全体計画等の情報を提供していただきました各町教育委員会の教育長先生、そして、該当小・中学校の校長先生方に厚く御礼申し上げます。